平成２７年（フ）第４４１号
相模原市南区相模大野２丁目15番17号　プランシュ相模大野202
債務者　柿澤　信哉
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３４７号
沖縄県南城市大里字嶺井515番地６　嶺井団地Ａ１―401
債務者　宮城　　等
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１１２５号
さいたま市桜区大字下大久保107番地　第２スカイコーポ203
債務者　岡田　秀幸
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５５６号
埼玉県草加市弁天１丁目25番25号　サンハイツⅡ―202号
債務者　渡邉　政男
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第８５５号
千葉県船橋市前原西４丁目34番１―304号
債務者　齊藤　恵子
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０３１号
愛知県半田市一本木町２丁目１番地　県営西亀崎住宅２棟104号
債務者　金城　寛樹
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２３４号
高知市南久万207番地17　３Ｆ
債務者　奥田　博之
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２５８号
高知県土佐市宇佐町福島69番地２
債務者　濵田真智子
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１８５２号
札幌市豊平区月寒西１条９丁目８番１―101号
債務者　荊木優美子（旧姓滝本）
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８８２号
札幌市白石区東札幌２条４丁目３番６―201号
債務者　鈴木　皓喬
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９０２号
札幌市東区北17条東16丁目２番14―101号
債務者　佐々木拓也
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９１２号
札幌市西区山の手２条７丁目１番25―101号
債務者　佐々木章子
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９４９号
札幌市西区二十四軒４条４丁目２番８号　ビブレ琴似202号
債務者　大友　美香
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３１７号
群馬県前橋市広瀬町３丁目32番地２　ＲＱ―112号
債務者　今村　　**聖**
1　決定年月日時　平成27年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第９０７号
千葉県船橋市南三咲３丁目８番13号　イトウハイツＢ―102号
債務者　荒木　　卓
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９４２号
千葉市若葉区御成台２丁目１番地　市営住宅西下田団地４棟301号
債務者　小倉代志江
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９６２号
千葉県市原市山木52番地１　市営山木住宅２棟406号
債務者　北小路忠光
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係